



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 13 日 (金)
第 7 8 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任（3件）（356～358）（指導管理課）・・・・・・・・ 2 鳥取県税条例第 211 条第 1 項に規定する関係書類（359）（税務課）・・・・・・・・ 3 特定計量器の定期検査の実施（360）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・ 4 土地改良事業の協議の適否の決定（2件）（361・362）（耕地課）・・・・・・・・ 5 基本測量の終了（363）（県土総務課）・・・・・・・・ 6 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（364）（西部総合事務所県民局）・・・・・・・・ 6
◇ 議会告示	鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正（5）（総務課）・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （3件）（森林保全課）・・・・・・・・ 7 警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第 356 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

恩給法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 6 号）による改正前の恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 9 条ノ 3 及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正 12 年鳥取県令第 55 号）第 7 条ノ 2 の規定による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部福利厚生室

室長補佐 漆原 芳彦

副主幹 岩下 由紀子

3 委任期間

平成 19 年 4 月 13 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 357 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和 35 年鳥取県教育委員会規則第 5 号）第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により返還される育英奨学資金（過払金を含む。）及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成 14 年鳥取県教育委員会規則第 23 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和 57 年鳥取県教育委員会規則第 4 号）第 14 条第 1 項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

課長補佐兼育英奨学室長 岸本 英夫

副主幹 舟木 真佐人

主 事 藤岡 仁

主 事 森本 愛美

3 委任期間

平成 19 年 4 月 13 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 358 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 16 号）第 7 条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部道路企画課

課長補佐 太田 裕司

道路管理係長 川本 英生

主事 梶川 和則

3 委任期間

平成 19 年 4 月 13 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 359 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 211 条第 1 項に規定する関係書類を次のように定め、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

平成 16 年鳥取県告示第 251 号（鳥取県条例第 210 条の 2 第 1 項に規定する関係書類について）は、平成 19 年 4 月 15 日限り廃止する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

狩 猟 税 納 付 書			
職 氏 名 様		年 月 日	
下記のとおり納付します。			
		住 所	
		氏 名	
狩猟者登録番号			
狩 猟 免 許 種 類	網・わな 一・二	登 録 の 区 分	1 放鳥獣猟区のみに係る登録 2 1 の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 3 1 及び 2 以外の登録

	税 率 適 用 区 分	税 額
納付すべき税額	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）	
	2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要しない、控除対象配偶者又は扶養親族以外の者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する者 (3) 県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族	
	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分 1 の(1)又は(2)に該当するもの	
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分 2 の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの	
	5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	
鳥 取 県 収 入 証 紙 ち ょ う 付 欄		
<p>上記税率適用区分の 2 又は 4 に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。</p>		
狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書		
<p>住 所 氏 名</p> <p>上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの 2 農業、水産業又は林業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの 3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの <p>であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">市 町 長 印 村</p> <p>年 月 日</p>		

鳥取県告示第 360 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業

省令第 70 号) 第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
境港市	平成 19 年 5 月 14 日 (月)	午後 1 時から 午後 3 時まで	境港市上道町 3000 境港市役所
〃	平成 19 年 5 月 15 日 (火)	午前 10 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 19 年 5 月 18 日 (金)	午後 1 時から 午後 3 時まで	境港市財ノ木町 668 境港市中浜公民館
〃	平成 19 年 5 月 28 日 (月)	〃	米子市夜見町 3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成 19 年 6 月 1 日(金)から同月 29 日(金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第 361 号

鳥取市が行う土地改良事業(ため池等整備事業柿谷地区農地防災)の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年4月13日から同年5月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 362 号

伯耆町が行う土地改良事業(元気な地域づくり交付金事業(基盤整備促進)金屋谷地区農業用排水施設)の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年4月13日から同年5月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
伯耆町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 363 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町及び江府町
- 3 終了年月日 平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県告示第 364 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年5月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 開業塾
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
田中 康裕
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市旗ヶ崎七丁目11-25
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、中小企業における経営企画力及び経営管理能力の向上を図るために、企業経営に熱意と意欲を持つ山陰地方の不特定多数の中小企業者及び起業を志す者に対して、経営機能の向上を総合的・多方面に支援する活動を行うと共に、中小企業経営者間の相互啓発的なネットワークの構築や、中小企業において法務・労務・財務管理・情報管理部門に従事する社員の専門性と士気を高める能力開発活動を行い、もって地域中小企

業の経営基盤強化と適切な情報化資源の導入を推進し、ひいては活力ある地域経済の発展や職業能力の改善向上など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第 5 号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成 13 年鳥取県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県議会議長 山 根 英 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第 3 条 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第 4 項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写しの送付に要する費用 <u>送付に要する実費</u>の額</p>	<p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第 3 条 条例第 10 条第 2 項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第 10 条第 2 項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第 10 条第 2 項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第 4 項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写しの郵送に要する費用 <u>郵送に要する郵便料金</u>の額</p>

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 16 日付鳥取県告示第 244 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

梶川みづほ	八頭郡智頭町大字毛谷字スマケ途 377
石谷 春日	八頭郡智頭町大字毛谷字瀧ノ谷 395
隠岐 昌三	八頭郡智頭町大字南方字後谷奥 1464 の 1
〃	八頭郡智頭町大字南方字後谷奥 1464 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 16 日付鳥取県告示第 245 号）の内容
（告示の内容）
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山根 和子	倉吉市河来見字蔭ヶ平 799 の 1
小谷 待子	倉吉市河来見字蔭ヶ平 799 の 4
小谷 高代	倉吉市河来見字寺屋敷 800 の 1
〃	倉吉市河来見字寺屋敷 800 の 2
小谷 澄雄	倉吉市河来見字寺屋敷 800 の 3
小谷 熊蔵	倉吉市河来見字寺屋敷 800 の 4
小谷 澄雄	倉吉市河来見字寺屋敷 800 の 5
〃	倉吉市河来見字寺屋敷 800 の 6
山根 和子	倉吉市河来見字蔭深谷 801 の 1
小谷 昭人	倉吉市河来見字蔭深谷 801 の 2
〃	倉吉市河来見字蔭深谷 801 の 4
小谷 澄雄	倉吉市河来見字蔭深谷 801 の 5
田中 寿	倉吉市河来見字深谷 1013 の 1
尾崎 作蔵	〃
難波 哲夫	倉吉市河来見字池ヶ平ル 1015 の 2
小谷 栄幸	倉吉市河来見字池ヶ平ル 1015 の 3
小谷 公義	倉吉市河来見字池ヶ平ル 1015 の 6
小谷 澄雄	〃
小谷 博志	〃
小谷 公義	倉吉市河来見字ショウガチ尾 1016 の 1
小谷 澄雄	〃
小谷 博志	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 16 日付鳥取県告示第 246 号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

青戸 栄藏	日野郡日南町折渡字坂原山 360 の 16
貝谷万次郎	日野郡日南町折渡字坂原山 362 の 2
白根房太郎	日野郡日南町折渡字家ノ上エ林 656
〃	日野郡日南町折渡字家ノ上エ林 658 の 1
〃	日野郡日南町折渡字家ノ上エ林 658 の 2
〃	日野郡日南町折渡字家ノ上エ林 659
青砥 信宏	日野郡日南町折渡字奥山 910 の 1
岸 千藏	日野郡日南町下阿毘緑字立岩山 1720 の 1
〃	日野郡日南町下阿毘緑字立岩山 1720 の 2
村上利太郎	〃
田邊 政市	日野郡日南町印賀字焼ヶ山谷 1881

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備えて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の区分等

(1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習

(2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務のうち、雑踏警備業務及び交通誘導警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成 19 年 5 月 30 日（水）から同年 6 月 1 日（金）まで

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 6 月 1 日（金）については、午前 9 時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

40 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 追加取得講習 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近 5 年間に 2号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成19年4月23日(月)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(郵便等による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品等の名称及び数量
 - ア 借入物品 遺失物管理システムに係る装置 一式
 - イ 購入物品 遺失物管理システムに係る装置のソフトウェア 一式
遺失物管理システムに係るプログラム 一式
- (2) 借入物品等の仕様
入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成19年9月1日から平成24年8月31日まで

(4) 納入期限

平成19年8月31日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年4月23日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成19年4月13日（金）から同年5月25日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432、7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年4月13日（金）から同月23日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年5月25日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（木）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年5月9日（水）午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める入札金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）

第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- A device for lost article systems of administration, 1 set
Nature and quantity of the products to be purchased :
 - Software of a device for lost article systems of administration, 1 set
 - A program of lost article systems of administration, 1 set
- (2) May 9, 2007 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 25, 2007 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders
May 24, 2007 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police
Headquarters 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110 ex.2225